

夜 勤 規 程

社会福祉法人元気の里とかち

夜 勤 規 程

第1条 利用者の夜間における保護、管理又は施設の安全管理のため総合施設長又は事業所の長（又は管理者）が夜勤を職員に命ずる。

第2条 夜勤勤務には、介護職員のうち施設長（又は管理者）が適当と認めた者が当る。都合により勤務につき難い時は代行者を定め総合施設長又は事業所の長（又は管理者）に届けなければならない。

第3条 夜勤勤務は、各法律に定める人数とする。

第4条 夜勤勤務の割当は、事業所の長（又は管理者）が決めて総合施設長の承認を得る。

第5条 夜勤勤務時間は、午後4時00分より翌日の午前9時00分とし、早出勤務者及び日勤の職員に日誌により報告し引継するものとする。

第6条 夜勤者は、施設内を巡視し施設の安全と利用者の保護管理のため、下記の事項の遂行に当る。

- (1) 火災予防に万全を期し、火気のある所は常時見回りし絶対安全を確かめること
- (2) ボイラーの使用法に慣れておくこと
- (3) 非常の場合の出口の錠、戸は開くか、外の道はよいかを確かめておくこと
- (4) 引継、就寝、夜尿起こし、起床時は利用者（入居者等）の異常に注意すること
- (5) 疾病異常者の介護に当たるとともに適切な処置を講ずること
- (6) 問題行動のある利用者について特別の注意指導にあたること
- (7) 室温、寝具、夜尿起こし、失禁の処置を講じ、利用者の健康を守ること
- (8) 冬季は不凍栓を完全に閉め、蛇口を開いて水道の破損を防ぎ、その際不凍栓の開閉に注意すること
- (9) 就寝起床の際はその援助をし、人員確認を行うこと
- (10) 点灯・消灯時は身の回りに注意を払い、特に漏電に注意すること
- (11) 施設に異常が生じたときは、直ちに事業所の長に通報し支持を受けること
- (12) 総合施設長への報告は、電話連絡後、日誌提出を持ってこれに代える

第7条 夜勤手当は、給与規程によって支給する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。